

令和3年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン
いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～
福島県共同募金会 実施要項

社会福祉法人 福島県共同募金会

1 趣 旨

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出され、4月16日には対象が全都道府県に拡大されました。学校の臨時休校や感染防止のためのテレワーク対応等により、子どもと家族を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会的孤立に起因する課題はより深刻化しています。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、景気の悪化に伴う経済状況の変化により、生活に困窮する人が増加しはじめています。非正規労働者や外国人労働者をはじめとして、失業や収入減に直面する人が増えており、家賃や生活費、食費など、いのちに直接関係する支援が必要とされてきています。

福島県共同募金会では、中央共同募金会、全国の都道府県共同募金会と協働し、令和2年度に「赤い羽根子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」を実施し、感染症拡大に伴い困りごとを抱える子どもと家族の支援として、合計26団体 総額701万円の助成を行い、コロナ禍における福祉活動を支援してまいりました。皆様からお寄せいただいたご寄付により、お弁当のテイクアウトやデリバリーを通じた子ども・保護者の見守り活動、オンラインを通じた学習支援活動、衛生に配慮して実施する子ども食堂などの活動を応援することができました。感染拡大防止のために様々な制限を受ける中ではありますが、地域福祉の現場の創意工夫により、これまで築いてきた「つながり」をあきらめないための取り組みが多数展開されています。

しかしながら、こういった活動の多くは寄付金などの財源で成り立っており、資金的な困難を抱えている場合が少なくありません。間近で深刻な課題を目の当たりにして緊急対応としての活動を行いたいが、資金がネックとなっているという状態に対して、本会としても、通常時の共同募金助成の枠組みを超えた追加支援が必要であると考えています。

そこで、福島県共同募金会では、中央共同募金会、全国の都道府県共同募金会と協働し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い深刻化する子どもと家族が抱える福祉課題に取り組む団体を支援することを目的に「令和3年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」を実施します。今回のキャンペーンでは、福島県内の子ども食堂のネットワーク組織である「ふくしまこども食堂ネットワーク」の協力を得て、感染症拡大により浮き彫りとなった福祉課題の解決の必要性を訴えながら募金活動を行い、お寄せいただいたご寄付を原資として県内で活動に取り組む団体に助成を行います。

このキャンペーンは、感染症拡大の影響を受け、例年10月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別に行われるものです。感染症の影響により顕在化した子どもと家族をめぐる福祉課題に取り組む活動へ助成し、支援を行うことを目的として実施します。

2 実施

社会福祉法人福島県共同募金会

3 協働実施

全国の都道府県共同募金会、中央共同募金会

4 協力

ふくしま子ども食堂ネットワーク、福島県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

5 キャンペーン期間

以下の期間に募金受付を行います。

令和3年4月1日（木）から9月30日（木）

6 実施

(1) 募 金

①使 途

感染症拡大に伴う影響を受け、社会的に孤立することが懸念される子どもや保護者を支援することを目的に行われる活動に対して助成を行います。

【活動例】

- ・子ども・若者が安心できる居場所や食事を提供する活動
- ・地元の飲食店と連携した、ひとり親家庭等へのお弁当の配食
- ・困難を抱えた家庭への食料品、生活必需品の提供
- ・孤独な子育てを防止するための相談、見守りなどの支援活動
- ・フードバンクの拠点整備（食材を保存するための備品等）
- ・オンラインを活用した子どもや家族の相談支援、学習支援、居場所活動
- ・衛生環境に配慮して行われる子ども食堂など居場所活動の開催
- ・虐待やドメスティックバイオレンスなどの被害を受けている方が一時的に避難をする緊急避難先（シェルター）の提供・整備、その後の居住・生活支援
- ・コロナ禍での支援活動を円滑に行うための研修会開催 など

※募金状況、活動状況により助成規模は調整をいたしますが、残額が出た場合には、福島県内の困りごとをかかえる子どもたちとその保護者の支援のために活用させていただきます。寄付金の使途は福島県共同募金会のホームページで報告します。

②受入口座

【銀行振込】

| | |
|------|--------------------|
| 口座番号 | 東邦銀行渡利支店 普通預金 2129 |
| 受取人 | 社会福祉法人福島県共同募金会 |

- ・手数料が無料になる所定の振込用紙をご用意しております。ご希望の方は福島県共同募金会までお問い合わせください。所定の振込用紙以外の用紙をご利用いただく場合は、手数料がかかりますので、各自ご負担願います。
- ・東邦銀行以外の金融機関を利用する場合は、送金手数料がかかりますので、各自ご負担願います。
- ・振込用紙の通信欄に必ず「全国キャンペーン」とご記入ください。

【郵便振替】

| | |
|--------|----------------|
| 口座記号番号 | 02160-0-13379 |
| 加入者名 | 社会福祉法人福島県共同募金会 |

- ・郵便局備え付けの振替用紙をご利用いただけます。
- ・窓口で手続きを行った場合、振込手数料はかかりません（ATM を利用された場合、振込手数料がかかることがあります）
- ・振替用紙の通信欄に必ず「全国キャンペーン」とご記入ください。

③その他の寄付方法

クレジットカード、コンビニ決済等をご利用いただけます。詳細は福島県共同募金会のホームページをご覧ください。

④税制優遇及び領収書について

- ・ご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。
※例年の共同募金運動への寄付に関する税制優遇とは異なりますのでご注意ください。
- ・領収書を必要とされる場合は、別紙「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、福島県共同募金会までFAX、E-mail によりお送りください。
- ・寄付申し込みの状況によっては、領収書の発行まで相当の期間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

(2)助 成

中央共同募金会からの助成金及び全国キャンペーンにより本会が受け付けた寄付金を原資として助成を行います。助成の募集及び選定は、別途定める助成要領により行います。

※募金活動の実績により助成総額は変動します。

7 スケジュール

| | |
|--------------|---------------------|
| 令和3年4月1日(木) | 募金受付開始、第1回目助成応募受付開始 |
| 令和3年6月30日(水) | 第1回目助成応募受付終了 |
| 令和3年7月下旬 | 審査、助成団体決定、結果送付 |
| 令和3年9月30日(木) | 募金受付終了 |
| 令和3年10月1日(金) | 助成を受けた活動開始 |
| 令和4年3月31日(木) | 助成を受けた活動期間終了 |
| 令和4年4月28日(木) | 助成を受けた活動に係る報告完了 |

※寄付の状況により第2回目の助成のスケジュールを決定します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 福島県共同募金会



〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 (県総合社会福祉センター内)

TEL 024-522-0822 (平日 8:30~17:00) FAX 024-528-1234

○メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp

○ホームページ <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>